**「　　　　　　　　　　　」消防計画**

**第１　総　則**

（目的と適用範囲）

第１条 この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　における防火管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 この計画は、 　 　 に勤務し出入りするすべての者に適用する。

２ 防火管理業務に従事する者（委託を受けて当該業務に従事する者を含む）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

**第２　管理権原者及び防火管理者の責務**

（管理権原者）

第３条　管理権原者（　　　　　　　）は、管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

２　管理権原者は、防火・防災上の建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下、「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修するものとする。

（防火管理者の業務）

第４条 防火管理者（　　　　　　　）は、次の業務を行う。

(1)　消防計画の作成（検討）及び変更

　(2) 防火･防災教育（消防計画の周知及び消火、通報、避難訓練の実施）

(3) 消防用設備等の法定点検、整備の実施及び立会い

　(4) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査の実施と監督

　(5)　工事中の立会い及び安全対策の策定

　(6) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督

　(7) 収容人員の適正化

　(8) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

　(9)　防火対象物の法定点検の立ち会い

（消防機関への報告等）

第５条　防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

　(1) 消防計画作成（変更）の提出

　(2) 建物及び諸設備の設置、又は変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き

(3)　消防用設備等の点検結果の報告諸手続き

 (4) 火災予防上必要な検査指導の要請手続き

　(5) 防火･防災教育、訓練実施時における指導要請手続き

　(6) その他防火上必要な事項

　(7)　防火対象物定期点検結果の報告諸手続き

**第３　火災対策**

（遵守事項）

第６条　火災予防のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

　(1) 厨房機器やその周囲は、毎日点検・清掃する。

　(2) 喫煙は指定された場所で行い、灰皿、吸殻の後始末を完全にする。

　(3) 廊下、階段、出入口及び防火戸等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、また物品を置かない。

(4)　施設内で工事を行う者は、喫煙、火気管理及び危険物品の取扱等について防火管理者の指示を受けること。

（放火防止対策）

第７条　次のことに留意し、放火対策に努めるものとする。

　(1) 敷地内及び死角となる廊下、階段室、トイレ等は、常に整理整頓し可燃物等を置かない。

　(2) 従業員の明確化により、不法侵入者の監視を行う。

　(3) トイレ、洗面所等の巡視を行う。

　(4) 火元責任者又は最終帰宅者は、火気及び施錠の確認を行う。

（法定点検及び自主検査）

第８条　消防用設備等の法定点検について、機器点検は６か月に１回以上、総合点検については１年に１回以上実施する。

２　防火対象物の法定点検は、１年に１回点検する。

３　第１項及び前項の法定点検については、　　　　　　　　が点検する

４　建築物、火気使用施設、危険物施設等の自主検査は、３か月に１回以上行うほか、平素においても任意の方法により随時行うものとする。

５　防火管理者は、点検及び検査結果に基づく不備事項について、管理権原者に助言する他、改修計画を立てその促進を図るものとする。

６　管理権原者は、消防用設備等の点検結果について 　 　年に１回消防署長に報告しなければならない。

**第４　災害対応**

（災害発生時の対応）

第９条 火災、地震その他の災害による人的又は物的被害を最小限に止めるため、防火管理者を自衛消防隊長とし、本対象物の自衛消防隊を組織する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 通報連絡担当 |
|  |  | 　 | ○　○　○　○ |
|  |  | 　 |  |
| 自衛消防隊長（防火管理者） | 　 | 　 | 初期消火担当 |
|  | 　 | ○　○　○　○ |
|  ○　○　○　○ |  | 　 |  |
|  |  | 　 | 避難誘導担当 |
|  |  |  | ○　○　○　○ |

２　自衛消防活動は、次による。

1. 火災の通報

１１９番通報及び建物内への出火報知並びに関係者への連絡を実施する。（場所、目標、燃えている階、燃えている物品、逃げ遅れ等）

　(2) 初期消火

　　　消火器等を使用し、初期消火を実施する。

　(3) 避難誘導

　　　一時集合場所（駐車場）への安全避難誘導を実施し、直ちに人員の掌握をする。

　(4) 公設消防隊への情報提供

　　　火災の状況及び逃げ遅れた者の有無等、人命救助や消火活動に必要なこと

（休日、夜間等の対応）

第１０条　休日、夜間等の防火管理業務の一部を「遠隔移報方式」で次のとおり委託する。

1. 受託者　名　称

　　 　　　　　住　所

　　 　　　　　連絡先

(2)　受託者は、この計画に定めるところにより、現場確認及び通報、初期消火等の初動措置業務を適正に実施しなければならない。

　(3) 災害発生の連絡を受けた防火管理者は、直ちに現場に駆けつけるとともに、次の非常連絡表により職員を参集する。

　　　　　・管理権原者　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　・防火管理者　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　連絡先

（震災発生時の対応）

第１１条　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とし、周囲の状況を観察しながら危険を回避し、安全な場所で揺れが収まるのを待つ。

２　防火管理者は、事業所の被害状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせる。

３　　　　　　　を避難場所に誘導するときは、本事業所の集合場所（　　　　）から避難所

　（　　　　　　　　　　　）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

４　避難は、関係機関の避難勧告又は避難指示並びに自衛消防隊長の命令により開始する。

５　防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するため、火気使用設備器具、電気器具等の点検検査及び応急措置を行うとともに、全機器について安全性を確認後、供給使用を開始するものとする。

**第５　訓練**

（消防訓練）

第１２条　防火管理者は、次により消防訓練を実施するものとする。

　(1) 実施内容等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓　練　内　容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 火災等の発生から消防隊到着までの一連の訓練 | 　月 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練 | 　月と　月 |

★(2) 訓練の事前連絡等

　　　訓練を実施する場合は、あらかじめ「自衛消防隊訓練通報書」により消防署長に通報する。

★(2) 訓練の事前連絡等

消防訓練を行う際に、消防職員の立合を求める必要があるときは、「自衛消防隊訓練通報書」により消防署長に依頼する。また、消防訓練を実施した場合は、「防火管理記録」等にその結果を記録する。

（業務の分担）

第１３条　防火管理者は、必要ある場合管理権原者の承諾を得て第４条（防火管理者の業務）、第９条（火災発生時の対応）、第１１条（震災発生時の対応）の業務を職員に分担実施させることができる。

（他の災害への準用）

第１４条　この計画は、風水害その他の災害防止と被害防止のため準用する。

【附則】

この消防計画は、　　　　　年　　月　　日から施行する。

【用語例】

* 法　　　　　　　　消防法をいう。
* 政令　　　　　　　消防法施行令をいう。
* 省令　　　　　　　消防法施行規則をいう
* 管理権原者　　　　法第８条第１項で定める防火対象物の管理についての権原を有する

者をいう。

* 防火管理者　　　　政令第３条第１項各号に掲げる者で、管理権原者から選任されて、防

火管理の業務に従事する者をいう。

* 自衛消防　　　　　防火管理のうち、防火対象物及びその存する敷地において、火災、地

震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため

事業所で行う必要な措置をいう。

* 特定用途　　　　　政令別表第１に定める防火対象物で、店舗、飲食店、遊技場、ホテル、

病院、老人ホーム等及び特定用途を含む複合の用途をいう。

* 非特定用途　　　　政令別表第１に定める防火対象物で、学校、工場、事務所、倉庫、寺

院等及び特定用途を含まない複合の用途をいう。

|  |
| --- |
| **【記入方法】**①　別表を含めたアンダーラインの箇所（　　　　　　　　　　）に、事業所の名称や役職名（個人名）、担当者等を記入してください。（例）・事業所の名称・・・・・・・・・○○株式会社○○工場、○○ビル、○○○前橋店　　　・役職名・・・・・・・・・・・・代表取締役、○○課長、○○工場長、前橋店店長②　「第８条第４項」は、特定防火対象物（飲食店、店舗、ホテル等）は１年に１回、非特定防火対象物（工場、事務所等）は３年に１回消防署長に報告しなければなりません。③　「第１１条第３項」の避難所には、地域防災計画に定められている「切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所」と、「一定期間滞在し避難者の生活環境を確保する指定避難所」等がありますので、事業所の規模等を考慮して最寄りの場所を記入してください。・指定緊急避難場所・・・市内の高校・大学の校庭や公園等・指定避難所・・・・・・市立小中学校の体育館等④　★「第１２条第１項第２号」は、選択してください。特定用途（飲食店、店舗等）の防火管理者は、年２回の消火訓練と避難訓練を実施する場合、事前に消防機関に通報する義務があります。非特定用途（工場、事務所等）は、定期的な（年１回）訓練の実施が義務づけられているだけで、消防機関に通報する義務はありません。訓練を実施した結果を記録しておいてください。※　不明な点は、管轄の消防署に相談してください。 |